

◎新潟県告示第408号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和4年4月1日

新潟県知事 花 角 英 世

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県南魚沼市中川新田字頭無原391の1から391の5まで、391の7、391の10、391の12、391の13、391の子2、391の丑2、391の寅2、391の卯2、391の辰2、391の午、391の午2、391の未、391の戌、391の亥、392の1、392の3、392の15、392の18、中川字頭ナシ648から651まで、字辺ツリ652から655まで、656の1（次の図に示す部分に限る。）、字薬師上原715、716、717の1、717の3、718、字大倉731の3から731の5まで、731の6・734の19（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、734の5から734の7まで、734の20、734の22、734の30、734の76から734の90まで、字大倉十二森下732

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を新潟県農林水産部治山課及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）